

サステナビリティ報告基準に係る国際動向

日本証券アナリスト協会 企業会計部長
みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員
熊谷 五郎

本稿は、株式会社イノベーション・インテリジェンス研究所発行の『金融資本市場リサーチ』第2号向けに寄稿したものを、同社の了解を得て、当協会ホームページに転載するものです。本稿に記載された情報、意見は、筆者の個人的な見解に基づくものであり、筆者が所属する組織の見解を代表するものではありません。また、本稿は筆者が信頼に足り、正確であると判断した情報に基づいて執筆したものでありますが、当協会、筆者がその正確性、確実性を保証するものではありません。また、本稿に記載された情報・意見は、執筆時点におけるものであり、その後の情勢の変化などにより、予告なく変更されることがあります。

第1章. はじめに

近年 ESG 投資の隆盛により、世界的にサステナビリティ報告基準統一への機運が、かつてなく高まっている。上場企業による財務報告は、世界各国において法定開示であることが一般的であり、財務諸表作成のための会計基準や開示ルールが確立している。しかし、サステナビリティ報告は、これまで企業による任意開示が一般的であり、その基準設定主体も民間で自然発生的に設立され、乱立状態にある。そのため、サステナビリティ情報の開示に積極的な企業は増加傾向にあるものの、十分な比較可能性が確保されていない、十分な信頼性がないなどの問題点が指摘されてきた。

一方で、EU では、2019 年 11 月に「サステナブル・ファイナンス開示規則」を公表し、投資会社、保険会社、銀行等に自社に関するサステナビリティ報告を義務付けると同時に、販売・投資助言の対象となる金融商品についてもサステナビリティ関連の開示を求めているが、2021 年 3 月 31 日より強制適用されている。

このような状況を背景に、有力サステナビリティ報告基準間の整合性を高め、グローバルな統一サステナビリティ報告基準設定主体設置の動きが出てきた。

前者には、5 つのサステナビリティ報告基準の有力設定主体である、CDP¹、Climate Disclosure Standards Board (以下 CDSB)、Global Reporting Initiative (以下 GRI)、International Integrated Reporting Council (以下 IIRC)、Sustainability Accounting Standards Board (以下 SASB) による包括的企業報告に向けた共同作業がある。

後者には、国際会計基準 IFRS (International Financial Reporting Standards) の設定主体である国際

¹ CDP は、2000 年に設立されたロンドンに設立された非営利団体。元々 Carbon Disclosure Project が正式名称であったが、2013 年にそれまでの略称 CDP を正式名称に改めた。

会計基準審議会（International Accounting Standards Board, 以下 IASB）を擁する IFRS 財団の動きがある。IFRS 財団は 2020 年 9 月に公表した「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」²への利害関係者からのフィードバックを踏まえて、その活動領域を見直し、単一で高品質なグローバル・サステナビリティ報告基準の設定主体を、同財団内に設置するべく準備を進めている。

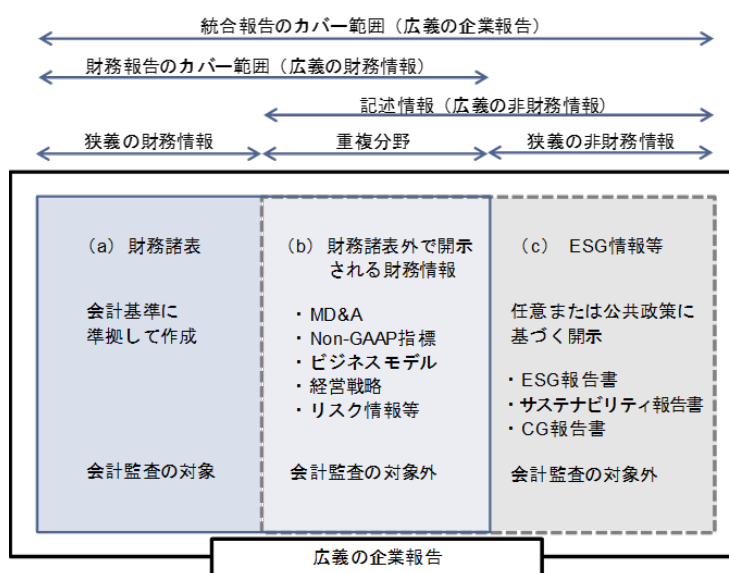
ここへ来て、この二つの大きな流れは、急速に一つに収れんしつつあるように思われる。こうしたサステナビリティ報告に関する国際動向は、我が国企業開示制度、資本市場にも大きな影響を与える可能性が高い。本稿ではサステナビリティ報告に係る 5 団体と IFRS 財団の動向について解説する。

第 2 章 . サステナビリティ報告を巡る現状

1. 企業報告を巡る現状整理

IFRS 財団, IASB では、財務報告とサステナビリティ報告等の非財務報告を含めて、「企業報告 (Corporate Reporting)」と言う呼び方をしてきた。企業報告には、主に財務諸表によって情報が提供される財務報告と、主に記述情報 (Narrative Information) によって情報が提供される非財務報告がある。財務情報と非財務報告の間には、重複部分もあり、その境界線が曖昧化している。図表 1 は、こうした企業報告を巡る現状を整理したものである。以下では、IASB による整理を元に、筆者の見解を加えている。

図表 1: 企業報告の現状整理



出所：IASB, みずほ証券グローバル戦略部産官学連携室作成

(a) が伝統的な財務諸表を中心とする狭義の財務情報、(b) が財務報告のうち記述情報として

² IFRS Foundation(2020) “Consultation Paper on Sustainability Reporting” September 2020

提供されるもの、(c)がESG情報等狭義の非財務情報である。元々、財務報告(Financial Reporting)が企業報告の中心であったが、近年、それ以外の領域にも、開示対象が広がっている。そのためIFRS財団、IASBは、(a)、(b)、(c)を合わせて、「より広義の企業報告(Wider Corporate Reporting)」と呼んできた。(b)は、財務情報と非財務情報の中間領域であり、(a)と(b)を合わせて「広義の財務情報(Broader Financial Information)」等と呼ばれる。また、我が国の開示府令では、(b)と(c)を合わせて「非財務情報(記述情報)」としているが³、図表1では、これらを「記述情報(広義の非財務情報)」と整理している。

伝統的に、財務諸表によって提供される(a)財務情報は、IFRS、米国会計基準、日本基準等の会計基準という強固な枠組みに準拠して作成される。また、各国会計制度では、上場企業等の開示する法定開示書類に添付される財務諸表に、外部監査を義務付けており、第三者である独立監査人がその適正性について、監査意見を表明することでその信頼性が担保されている。

それに対して、(b)及び(c)「記述情報(広義の非財務情報)」に含まれる情報は、数値情報を伴うものであっても、一般的には文章による説明で提供されるため「記述情報」等と呼ばれる。

(b)の「財務諸表外で開示される財務情報」は、「広義の財務情報」と「記述情報(広義の非財務情報)」の重なり合う部分で、MD&A等の記述情報に加えて、Non-GAAP情報⁴と呼ばれる数値情報が含まれている。このような情報は、基本的に会計監査の対象外である⁵。

2. 企業報告における「重要性」概念

伝統的な財務報告においては、ある企業に関する情報について、それを省略する、誤表示する、覆い隠すなどしたときに、利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合、その情報には「重要性(Materiality)」があるとされる⁶。しかし、企業報告においてサステナビリティ報告の利用拡大が進むのに伴い、重要性に関して「シングル・マテリアリティ」と「ダブル・マテリアリティ」と呼ばれる2つの考え方が出てきた。

「シングル・マテリアリティ」とは、サステナビリティ報告においても重要性に関して同様の定義をした上で、気候変動等のサステナビリティ情報のうち、外部環境が企業の財務業績や企業価値に重要な影響を与えるものに焦点を当てるべきである、という考え方である。シングル・マテリアリティの考え方に基づくサステナビリティ報告の利用者としては、伝統的な財務報告と同様、主に投資家やその他の市場参加者が想定されている。

一方、外部環境が企業の財務業績や企業価値に重要な影響を与える情報のみならず、企業活動が環境に与える重要な影響に関する情報についても焦点を当てるべきとの考え方もある。これを「ダブル・マテリアリティ」と呼び、利用者としては、より幅広い利害関係者が想定されている。

³ 我が国の有価証券報告書等で開示が義務付けられる非財務情報(記述情報)は、(b)と、(c)のうちコーポレートガバナンス(CG)関係情報である。

⁴ EBITDAやROE、ROIC、調整後営業利益等、会計基準によっては定義されておらず、会社側が任意に開示する指標のこと。「代替的業績指標(Alternative performance measures)」とも呼ばれる。

⁵ (b)の部分は、基本的に「監査意見」の対象外としている国・地域が多い。なお、我が国では、2020年改訂監査基準で、有価証券報告書等の財務諸表監査において(b)に含まれる情報を「その他の記載内容」として、その監査手続きを明確化するとともに、外部監査人に対して、監査報告書に必要な記載を求めることとした。しかし、それは「その他の記載内容」と、財務諸表によって提供される情報との整合性をチェックするに留まっており、「監査意見」は「その他の記載内容」の信頼性を保証するものではない。また国際監査保証基準審議会(IAASB)では、非財務情報一般に関する報告を「拡張された外部報告(Extended External Report)」として第三者による「保証」のあり方について検討するプロジェクトを進めている。

⁶ IASB(2010, 2018) "Conceptual Framework for Financial Reporting" March 2018

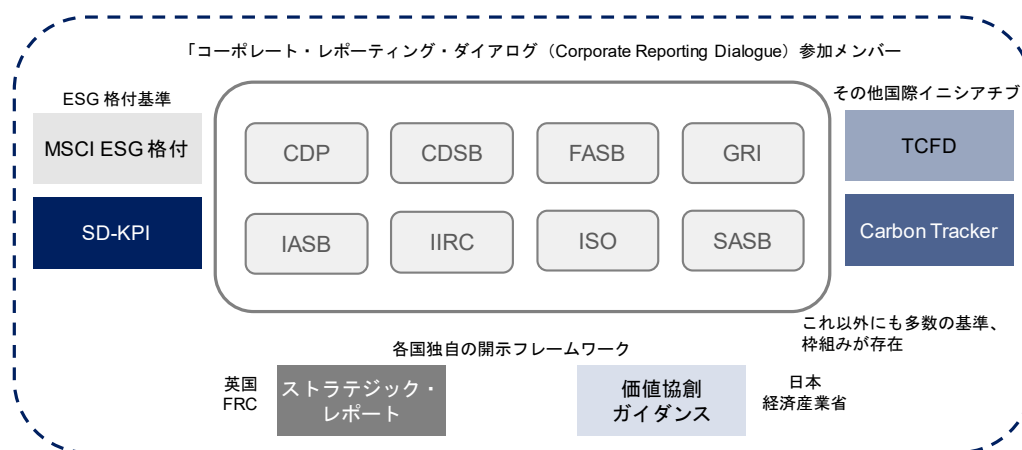
以上の整理を本稿では、以下「伝統的企業報告モデル」と呼ぶこととする。こうした伝統的企業報告モデルを、サステナビリティ報告の視点から、さらに洗練、進化させた、「包括的企業報告システム」と「ダイナミック・マテリアリティ」という考え方が、前述の有力サステナビリティ報告基準設定主体5団体から提案されているが、これについては後述する。

第3章 .サステナビリティ報告有力基準設定主体5団体の動向

1. 乱立状態のサステナビリティ報告基準と有力基準統合の動き

上に述べたように、近年、企業報告において財務報告・非財務報告の境界が曖昧化し、サステナビリティ報告の重要性が急速に高まっていることから、サステナビリティ報告における一貫性、比較可能性の改善を求める声が、世界的に高まっている。サステナビリティ報告には、IFRSのような高品質の一組のグローバルスタンダードが存在せず、多くの基準・フレームワーク（以下、「基準等」）が乱立状態にある。その結果、それぞれの基準等内では一定の一貫性が確保されているものの、異なる基準等間では一貫性、比較可能性が十分に確保されていないのが現状である。

図表2：乱立するサステナビリティ報告基準とCRD



出所：Corporate Reporting Dialogue よりみずほ証券グローバル戦略部産官学連携室作成

乱立するサステナビリティ報告基準等から共通項を抽出し、それぞれの基準等の差を縮めていこうという試みに、Corporate Reporting Dialogue（以下 CRD）がある⁷（図表2）。CRDに加盟するCDP, CDSB, GRI, IIRC, SASBは、2018年にスタートした「ベター・アラインメント・プロジェクト（Better Alignment Project）」を通じて、各サステナビリティ基準間の整合性を高め、企業報告の有用性を高めようとしてきた。2020年9月、上記5団体は、「包括的企業報告に向けた連携に関する趣意書」⁸を公表し、単なる基準差を埋めることから一歩進めて、5団体それぞれの基準の統

⁷ CRDは、2014年、International Corporate Governance Network (ICGN) の年次総会において設立された会議体で、メンバーの一つであるIIRCが事務局を務める。上記5団体に加え、IASB、国際標準化機構 (ISO) がメンバーである。また米国会計基準審議会 (FASB) がオブザーバーとして参加している。

⁸ CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB(2020) “Statement of Intent to Work Together towards Comprehensive Corporate Reporting” September 2020.

合的プラットフォーム作りに乗り出している。

5 団体は、2020 年 12 月に、その進捗状況報告である「企業価値に関する報告：気候変動関連財務開示基準のプロトタイプに基づく例示」⁹を公表した、この文書では、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」、および「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosure, 以下 TCFD)」ガイダンスを取込み、5 団体がそれぞれ開発してきた独自のサステナビリティ報告基準を取り込む形で、「気候変動関連財務開示基準 (climate-related financial disclosure standards)」のプロトタイプを提示している。このプロトタイプは、後述する IFRS 財団によるサステナビリティ報告基準設定にあたって、重要なインプットを提供することを意図したものである。

2. 5 団体の提案する新しい企業報告システム

また、この文書において、5 団体はこれまでの議論を総合する形で、新しい「包括的企業報告システム」を提示している¹⁰。

企業のビジネスモデルは、自らが活動する「生態系」¹²に、重大な正または負の影響(impact)を及ぼし得る。逆に企業を取り巻く生態系も、企業価値創造に貢献することや、毀損することを通じて、投資家等の財務資本の提供者の財務リターンに、重大な正または負の影響を与える。こうした様々な影響が、企業報告日時点ですでに発生している場合には、財務諸表上に認識され、金額として表示されていることになる。

次頁の図表 3 は、このような様々な利用者ニーズに対応し得る、企業業績およびサステナビリティ関連情報に関する包括的企業報告システムと各基準・フレームワークの関係を示している。

図表 3 では、その対象となる情報の範囲に基づいて、3 層構造の企業報告システムを提案している。

- ① サステナビリティ報告 (Sustainability reporting) : 生態系への、正または負の重大な影響 (significant impact)の全てを反映する企業報告。もっとも幅広いサステナビリティ事象を取り扱う。
- ② サステナビリティ関連財務開示 (Sustainability-related financial disclosures) : 企業価値に影響を与える可能性が十分ある、と考えられるサステナビリティ事象に関する報告。①より狭

⁹ これら有力 5 団体のうち、IIRC と SASB は、2021 年 11 月 25 日、2021 年半ばを目途に経営統合し、新組織 “Value Reporting Foundation”を立ち上げることを公表した。この新組織には、CDSB も参加する方向である。

¹⁰ CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB(2020), “Reporting on enterprise value; Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standards”, December 2020.

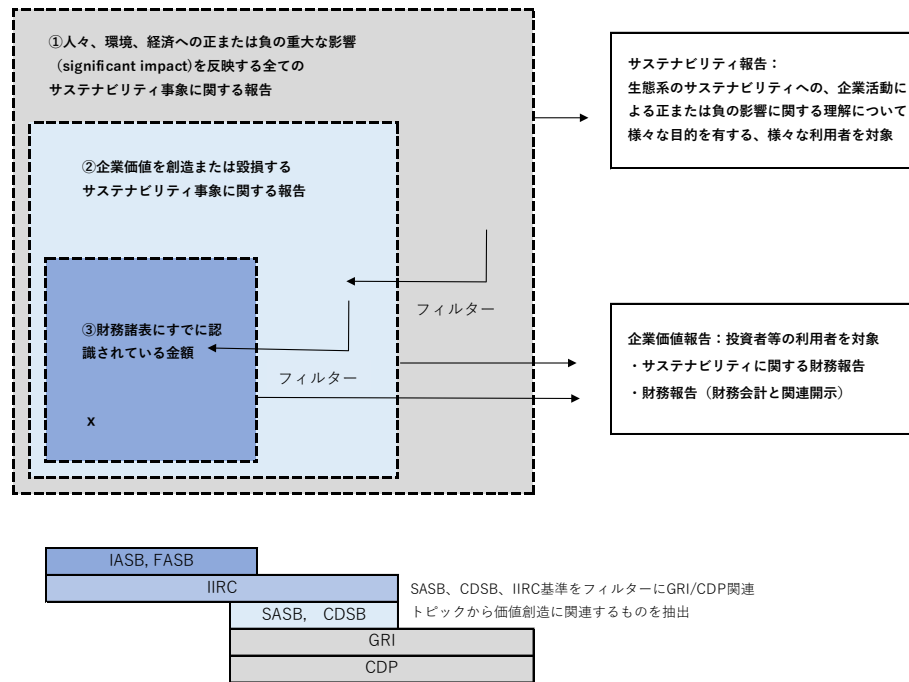
¹¹ 同文書では “a comprehensive corporate reporting system” という言い方をしており、「包括的企業報告システム」を固有名詞としている訳ではない。

¹² 同文書では、「生態系 (ecosystem)」という言い方はせず、「人々、環境、経済(people, environment, economy)」, 「顧客・従業員等の利害関係者及び天然資源 (stakeholders, such as customers and employees, and natural resources)」などの言い方をしているが煩雑なので、ここでは「生態系」という用語を使用する。

い範囲を取り扱う¹³。

- ③ 財務会計及び関連開示：(Financial accounting and disclosure)：財務諸表に認識された金額に直接的に関連する報告で、最も狭い範囲のサステナビリティ事象を取り扱う。

図表 3. 包括的企業報告システムと各基準・フレームワークの関係



出所：CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB よりみずほ証券グローバル戦略部・産官学連携室作成

また、同文書では、②と③とを合わせて、「企業価値報告 (Enterprise value reporting)」という用語を当てている。この企業報告モデルにおいて、①、②、③は概念的に独立したカテゴリーではなく、①は、②、③を含み、②は③を含むという、3層の入れ子構造になっているのが特徴である。この点で図表 1 に示した、財務情報・非財務情報という区分に基づく伝統的企業報告モデルとは異なる¹⁴。

また①の「サステナビリティ報告」は、ダブル・マテリアリティ、マルチ・ステークホルダー¹⁵を志向しているのに対して、②・③を統合した「企業価値報告」は、シングル・マテリアリティ、シ

¹³ 同文書では、「企業活動により、正または負の外部性が生じている限り、この報告が行われる。」としているが、企業活動による外部性が問題になるのは、②よりも①のレベルであると思われる。この辺りの検討が慎重さを欠いているように思われるが、同文書は、参加 5 団体のデュエプロセスを経たものではなく、また IFRS 財団・IASB も議論に参加していない。今後のさらなる洗練を期待したい。

¹⁴ 伝統的な企業報告モデルでは、③を「財務報告」、①、②から③を除いたものを「非財務情報」と捉えている。そして、「非財務情報」のうち、図表①の(c)にあたる部分を対象とする企業報告を「サステナビリティ報告」と呼んでいる。

¹⁵ 企業活動による生態系のサステナビリティへの全ての重大な影響に関心のある様々な目的を有する、様々な利害関係者を利用者として想定。

シングル・ステークホルダー¹⁶を志向している。

3. ダイナミック・マテリアリティ

サステナビリティに関する重要性に関しては、同文書は、「ダイナミック・マテリアリティ」という考え方を提唱している。サステナビリティに関するトピックは時間の経過に伴い、投資家、その他の利害関係者にとっての重要性が変化する。そうした変化は徐々に起こることもあれば、非常に急速に起こることもある。こうして、同じサステナビリティに関するトピックであっても、①、②、③の間を行き来することになる。

同文書では、具体例として以下を挙げている。まず、社会が気候温暖化の懸念について認識するようになると、「二酸化炭素の排出」というトピックが、①の大きなボックスに入る。さらに資本市場がネット・ゼロ排出に関する情報を株価等証券価格に織り込み始めると、「二酸化炭素の排出」は②のボックスに入る。

さらに、そのためのコストが、企業の純資産に影響を与え始めると、財務諸表に認識されるようになり、③のボックスに入る。逆に、個別企業への影響が小さなものになれば、②のボックスに戻る、場合によっては①のボックスに戻ることもあり得よう。

このように、5 団体による包括的企業報告システムは、サステナビリティに係る重要性を切り口に、それぞれのレベルの企業報告の性格付けに成功しているように思われる。伝統的な企業報告モデルでは、境界線の曖昧化によって、それぞれの基準設定主体の担当領域も曖昧化していたが、この包括的企業報告システムでは、各レベルの企業報告との関係各基準設定主体の作成する基準・フレームワークとの関係を、適切にマッピングできる。

まず、①のボックスのうち、最も外側にあるサステナビリティ情報を提供するものが、GRI 基準や CDP 基準となる。②のボックスに入るのは企業価値に係る情報で、SASB 基準・CDSB 基準と IIRC フレームワークをフィルターとして、①の情報から抽出される。③のボックスに入る、最狭義のサステナビリティ情報は、IASB, FASB 等の会計基準設定主体が設定する会計基準をフィルターとして抽出される。そして②と③の情報を統合するのが、IIRC による統合報告フレームワークとなる。

後述するように、IFRS 財団とこれら 5 団体、特に IIRC, SASB, CDSB は急速に関係を深めており、この文書で示された、プロトタイプを出発点として、共同でサステナビリティ報告基準の開発を行っていく可能性が高い。また、こうした流れを受けて、今後、IFRS 財団が、5 団体の提案する包括的企業報告システムに従い、自らの活動領域を再定義することもあり得よう。

第 4 章. IFRS 財団によるサステナビリティ報告分野への進出

1. IFRS 財団「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」

こうした有力サステナビリティ報告基準設定主体の動きと並行して、IFRS 財団に対しても、利害関係者より、サステナビリティ報告の複雑性低減と、一貫性の向上を達成するために、同財団がこの分野により積極的に関与することを求める声が強まってきた。こうした声を受けて、IFRS 財

¹⁶ 企業価値や財務リターンに係る情報を求める投資家等を主な利用者として想定。

団は、2020年9月30日「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」¹⁷を公表した。

IFRS財団には、IFRSという国際的な会計基準設定における実績と専門的知識、またIFRSの設定・普及活動を通じて構築した世界中の投資家、企業、監査人、資本市場規制当局、政府などとの強固な関係という強みがある。このため、既存のサステナビリティ報告基準設定主体と比較しても、サステナビリティ報告における一貫性や比較可能性向上を達成するにあたり、IFRS財団に比較優位があると考えられる利害関係者が、この数年で急速に増えている。

しかし、ごく最近まで、IFRS財団・IASBは、自らの活動領域を財務報告に限定してきた。例えば、2017年11月に開始された、実務記述書第1号「経営者の説明（management commentary）」の改訂プロジェクト¹⁸を開始するにあたって、IASBは、「経営者の説明」は財務諸表外で開示される「財務情報」（図表1の(b)にあたる）であるので、IASBの取り組むべき対象としていた。それに対して、ESG情報等、図表1の(c)に含まれる非財務情報は、自らの活動領域外であるとしていた¹⁹。

そうした経緯からか、2020年9月の協議ペーパーでは、サステナビリティ報告への関与の検討は、同財団として内生的に生じたのではなく、あくまでも外部の利害関係者からの要請、「需要主導（demand-driven）による検討」であることを強調していた。

同協議ペーパーで、IFRS財団は、自らの活動領域を、従来の財務報告から、サステナビリティ報告の領域にまでと拡張し、IASBとは独立して、その傘下に新たにサステナビリティ報告基準設定主体である「サステナビリティ報告審議会（Sustainability Standards Board, 以下、SSB）」設置を利害関係者に提案した。これは、2001年にIFRS財団が誕生して以来、最大の活動領域、及び組織の見直しであるといえる。

IFRSの基準設定プロセス、デュープロセスは、透明性が高く、世界の資本市場関係者より受け入れられている。またIASBの基準設定等の活動をIFRS財団評議員会が監督し、IFRS財団の活動を世界の資本市場規制当局をメンバーとするモニタリング・ボードが監視するという三層構造のガバナンスは、利害関係者の説明責任を果たすという意味でも、他のサステナビリティ基準設定主体にない強みである。

こうした強みを背景に、IFRS財団・SSBが国際的なサステナビリティ報告基準を開発し、それが主要な市場における、公的機関、国際的な規制機関及び市場関係者（投資家及び作成者を含む）から十分なレベルの国際的支援の獲得できるならば、サステナビリティ報告基準乱立状態に終止符を打つことができる可能性は小さくない。

同協議ペーパーでは、サステナビリティ報告に関するトピックの中でも、気候変動の緊急性が高いとして、気候変動に係るサステナビリティ報告基準の開発に優先的に取り組むことを提案している。

一方、大きな課題は、そもそもIFRS財団の人的リソースは、財務報告・会計基準の専門家に偏つ

¹⁷ IFRS Foundation(2020), “Consultation Paper on Sustainability Reporting”, September 2020

¹⁸ IASBは、2021年5月に公開草案を公表予定である。

¹⁹ 筆者は2014年より2018年まで、IFRS財団基準諮問会議委員（2015～2018年は同会議副議長）を務めたが、同諮問会議では、当時から「より広範な企業報告への関与」というテーマで、活発に議論を続けてきた。しかし当時は、IFRS財団及びIASBの専門性は財務報告にあり、サステナビリティ報告など非財務情報の分野については、その進展を十分に注視しつつも、主導的な役割は担うべきではないという意見がコンセンサスであった。それ以来2年あまりで、IFRS財団内でもサステナビリティ報告へのより積極的関与を検討するまでに状況は変わってきている。

しており、サステナビリティ報告に精通しているわけではない点が挙げられる。また、財政的にも、同財団にこれまで拠出された資金は、あくまで会計基準である IFRS の開発やその一貫した適用、IFRS 普及のための教育活動を支援するためのものである。これをサステナビリティ報告基準開発に使うことは、拠出された資金の目的外使用となり、透明性やガバナンス上大きな問題となり得る。

また、すでに見たように、サステナビリティ報告に関する基準・フレームワークはすでに乱立状態にある。IFRS 財団が SSB を設置して、サステナビリティ報告基準開発に主体的に関与していくことの最大の目的は、こうした混乱を解消することであるが、それだけに既存のサステナビリティ基準設定主体との協力関係が極めて重要になる。

他の基準設定主体との関係としては、まず金融安定理事会（FSB）のイニシアチブである TCFD については、IASB は FSB メンバーとして、FSB の TCFD による気候関連財務情報開示ガイダンスの開発の監督に参加してきた。また、既存のサステナビリティ報告基準設定主体有力 5 団体とも、CRD における議論を通じて、密接な関係を構築してきた。

IFRS 財団が SSB を設置し TCFD ガイダンスをベースに、気候変動に関する開示基準を開発すれば、TCFD ガイダンスを強制力のある開示基準に昇華させることが期待できる。有力サステナビリティ報告基準設定主体のこれまでの作業や、この分野で既存の基準設定主体に蓄積された知見を基礎とすることで、IFRS 財団に現在は欠けているサステナビリティ報告の分野における専門性、実績を補いながら、高品質でグローバルなサステナビリティ報告基準の開発を進めることが可能になる。一方で、IFRS 財団は、自らの利害関係者、そうして開発されたサステナビリティ報告基準を、単一のグローバル基準として利害関係者に受け入れさせるためのネットワークと専門性を提供することができる。

重要性については、IFRS 財団は、シングル・マテリアリティを志向し、SSB の設定するサステナビリティ報告基準の利用者としては、投資家等を想定している。これは、同財団が、知見を持ち、利害関係者との強固なネットワークを持つのは、資本市場利害関係者に対してであるため、自然な選択であろう。そもそも、ダブル・マテリアリティは、シングル・マテリアリティに比べ、基準設定にあたっての複雑性は高い。よって、IFRS 財団協議ペーパーでは、まずシングル・マテリアリティで SSB の作業を開始し、漸進的にダブル・マテリアリティを目指すというアプローチが示唆されている。

2. サステナビリティ報告に関する市中協議結果を受けての IFRS 財団の動き

2021 年 2 月開催の IFRS 財団評議員会後、2 月 2 日に公表された声明²⁰では、市中協議結果を受けて、サステナビリティ報告のグローバルな整合性と比較可能性の改善へのニーズと、及び IFRS 財団がサステナビリティ報告基準開発に関与するべきとの声が強まっていることが確認されたとしている。そして、2021 年 11 月に開催される COP26 において、SSB 設置を公式にアナウンスする予定であるとしている。

さらに、2021 年 3 月 8 日に公表された IFRS 財団評議員会声明²¹では、SSB におけるサステナビリティ報告基準開発の戦略的方向性として、

²⁰ IFRS Foundation(2021) “IFRS Foundation Trustees announce next steps in response to broad demand for global sustainability standards” 2 February 2021

²¹ IFRS Foundation(2021) “IFRS Foundation Trustees announce strategic direction and further steps based on feedback to sustainability reporting consultation” 8 March 2021

- a. 企業価値に関する投資家向け情報の重視（シングル・マテリアリティ）
- b. 気候変動に関するサステナビリティ報告基準開発を優先
- c. 既存のサステナビリティ報告フレームワークを基礎とする基準開発
- d. 「ビルディングブロック・アプローチ」の採用

を確認している。このうち a, b, c については、すでに述べた通りである。特に c に関しては、5 団体の開発したプロトタイプが、SSB が気候変動報告基準を開発するにあたって、潜在的な出発点となり得るとしている。

また、d の「ビルディングブロック」とは、各既存基準設定主体の開発してきたそれぞれの基準の構成要素を指す。従って、「ビルディングブロック・アプローチ」とは、これを適宜組み合わせることによって、サステナビリティ報告に関する様々なニーズに柔軟に対応できるように、統一サステナビリティ報告基準を開発するという開発方針を意味する。

「ビルディングブロック・アプローチ」について、同声明では、「主要な法域からの基準設定主体と協力することにより、SSB が発行する基準は、グローバルに整合性と比較可能性のあるサステナビリティ報告におけるベースラインを提供することになる。また同時に、より広範なサステナビリティ・インパクトを捕捉しようとするサステナビリティ報告に関する要求事項との調整を行うに際しての柔軟性を提供することになろう。」と述べている。

また、同声明では、2020 年 9 月の市中協議に寄せられた意見を要約するフィードバック文書の公表と、SSB 設置に向けた、IFRS 財団定款変更に係る市中協議を実施すること（コメント期限は 90 日）を予告している²²。

3. 国際的サステナビリティ報告基準開発開始に向けた作業部会

3 月 22 日公表の IFRS 財団評議員会声明²³では、企業価値にフォーカスしたグローバル・サステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速するために、新たに作業部会を設置することを表明した。同作業部会は、企業価値報告に焦点を当てたイニシアチブとのエンゲージメントを行う場を提供することになると説明されている。

また、同作業部会の設置は、2021 年 2 月 24 日付の IOSCO 声明²⁴に対応するものでもある。IOSCO は同声明で、企業価値創造に焦点を当て、サステナビリティ関連の開示に関して国際的に整合性を高めるための取組みを推進していくことを求めている。

同作業部会は、IFRS 財団によるガバナンスの下で、サステナビリティ報告に関する既存イニシアチブの専門性やコンテンツを、いかに SSB に移植するかについても検討を行う。同作業部会で検討する SSB 基準のプロトタイプは、気候関連、その他のサステナビリティ関連の論点を含むものになるとされているが、すでに述べたように、特に気候変動に優先順位が置かれている。従

²² 4 月 12 日に開催された IFRS 諮問会議の公表資料によれば、SSB 設置に係る IFRS 財団定款変更の意見募集は 4 月末に予定されている。

²³ IFRS Foundation(2021) “IFRS Foundation Trustees announce working group to accelerate convergence in global sustainability reporting standards focused on enterprise value” 22 March 2021

²⁴ International Organization of Securities Commissions(IOSCO)(2021) “IOSCO sees an urgent need for globally consistent, comparable, and reliable sustainability disclosure standards and announces its priorities and vision for a Sustainability Standards Board under the IFRS Foundation” 24 February 2021

って、まず手始めに、5 団体が 2020 年 12 月に公表した、「気候変動に関する財務報告基準のプロトタイプ」を議論の出発点として、SSB 基準のプロトタイプが開発されることになると思われる。すでに見たように、5 団体のプロトタイプは、IASB の概念フレームワークと TCFD ガイダンスをベースに、5 団体の各基準の要素を取り込んだものとなっている。

同作業部会の議長は、IFRS 財団トラスティより選出される。また、財務報告とのコネクティビティの必要性を検討するために、IASB 理事も、同作業部会に出席する。また、IOSCO もオブザーバーとして出席する。IOSCO 代表が同作業部会に出席するのは、IOSCO が国際的資本市場当局として、SSB により公表される基準を評価し、各国に受入れを推奨（endorse）するという重要な役割を担うからであろう。また、この準備期間において、作業部会は、サステナビリティ報告の導入に前向きな各法域とも積極的な対話を行っていく方針である。

それ以外のメンバーとしては、TCFD、Value Reporting Foundation(IIRC, SASB)、CDSB、世界経済フォーラム（World Economic Forum）²⁵が挙げられている²⁶。

TCFD に期待されているのは、TCFD ガイダンス開発を通して得られた知見であろうが、同声明では、特に「投融資、保険引受に係る意思決定に資する気候変動関連の開示」に関連する専門性に言及している。また、Value Reporting Foundation 及び CDSB は、企業価値に焦点を置いた国際的サステナビリティ報告基準を開発してきた。特に、IIRC には、「財務報告とサステナビリティ報告を統合する統合報告フレームワーク」の開発経験、SASB には「企業価値に係る業種別サステナビリティ報告基準」の開発経験、CDSB には、「気候変動およびその他の環境関連（E）情報及び社会関連（S）情報と財務報告の統合フレームワーク」の開発経験に基づく知見が期待されている。WEF には、「サステナビリティ情報の業種間比較のための指標、開示に係るガイドライン」を開発してきた経験に基づく知見が期待されている。「WEF ガイドライン」は、世界最大級の多国籍企業の CEO 等によって支持されている。

同作業部会の初回会合は 2021 年 4 月、その後の進行状況については IFRS 財団ウェブサイトですぐ報告することが予定されている。

4. マルチステークホルダー専門家諮問委員会

また、3 月 22 日の IFRS 財団評議員会声明では、同作業部会と並行して、IOSCO その他の当局と共同で、マルチステークホルダー専門家諮問委員会（multi-stakeholder expert consultative committee）の設置について検討を開始することを、表明している。同諮問会議は IFRS 財団の組織内に設置され、サステナビリティ報告に係る関連グローバルステークホルダーとの SSB のエンゲージメント活動を公式なものとする一方、その SSB の負担軽減を狙いとする。SSB 自体は、投資家等のシングル・ステークホルダーを主な利用者として、企業価値というシングル・マテリアリティを重視したサステナビリティ報告基準を開発する。しかし、マルチステークホルダー専門家諮問委員会を通じて、マルチステークホルダー・ダブルマテリアリティを志向する他のサステナビリティ報告基準との、比較可能性にも一定の配慮を示すことで、企業価値にフォーカスしたサステナビリティ報告基準としての正当性を確保する戦略であると思われる。

²⁵ 有名な「ダボス会議」は、WEF の年次総会である。

²⁶ 有力基準設定主体 5 団体のうち GRI 及び CDP がメンバーに入っていないが、これは、これらの基準設定主体が、必ずしも企業価値を重視した基準設定を行っていないためであろう。しかし、同作業部会は、これら 2 団体とも随時、緊密に意見交換を行っていく予定である。

第5章. おわりに

1. 加速するサステナビリティ報告基準統一の流れ

以上、本稿では、サステナビリティ報告を巡る国際動向について、既存のサステナビリティ報告基準有力設定主体5団体の包括的企業報告に向けた取組みと、IFRS財団によるSSB設置に向けた動きを中心に見てきた。2020年12月に、5団体による「気候変動に関する財務報告基準のプロトタイプ」の公表、IFRS財団によるサステナビリティ報告に関する市中協議におけるコメント期限終了を受けて、この二つの流れが急速に合流しつつある。

筆者は昨年12月の時点では、これら5団体とIFRS財団との協力関係は不可欠であるものの、やや同床異夢の部分もあると考えていた²⁷。筆者が作成に関わった、日本証券アナリスト協会の意見書では、5団体よりSSBに専門スタッフを派遣してもらいSSB基準作成に当たらせ、財源問題を軽減するために、その給与を折半することなどを提案していた²⁸。そのような形を取るにせよ、具体的なSSB基準の開発は、2021年11月に予定されるSSB設置後になるので、実際にSSB基準の公開草案が公表されるのは、早くてもその半年から1年後、正式のSSB基準として公表されるのもどんなに早くても2023年になるものと見ていた。

しかし、本稿で見た通り、SSB設置に向けた定款変更と並行して、作業部会においてSSB基準のプロトタイプが検討されるために、SSB基準の開発プロセスは、筆者の予想より相当加速しそうである。また、IOSCOもこの議論に参加しているために、SSB基準の公表とほぼ同時にIOSCOの支持も表明されるのではないかと思われる。IOSCOの支持表明とEUによるIFRS採用が大きな契機となって、IFRSが国際的に幅広く受容されていったことを考えれば、IFRS財団のサステナビリティ報告基準であるSSB基準が同様のプロセスを辿って、国際的に受け入れられる可能性は高い。そうなれば、我が国としてもIFRS財団によるSSB基準をサステナビリティ報告に関する開示基準として、受け入れざるを得ないと思われる。

実際、2021年4月6日に金融庁より公表された「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」の付属文書「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」では、「比較可能で整合性の取れた気候変動に関する開示の枠組みの策定に向け、我が国もこうした動きに積極的に参画することが求められる。今後、IFRS財団におけるサステナビリティ開示の統一的な枠組みがTCFDの枠組みにも拠りつつ策定された場合には、これがTCFD提言と同等の枠組みに該当するものとなることが期待される。」としている。

2. 我が国からの意見発信の重要性

国際的会計基準であるIFRSの設定に関しては、財務会計基準機構・企業会計基準委員会(ASBJ)を核として、我が国からの意見発信の体制が確立している。また、IFRS財団の各組織・会議体において、我が国として一定の発言力を確保している。

一方サステナビリティ報告の分野では、我が国ではTCFDの賛同企業やIIRCフレームワークに準拠した統合報告開示企業数では、世界一といわれている。しかし、IIRCにおいて一定のポストを確保しているものの、CDP, CDSB, GRI, SASBにおける基準設定では目立った存在感がないのが現状である。

²⁷ 熊谷五郎(2020), 「IFRS財団のサステナビリティ報告進出と我が国の対応」, 2020年12月

²⁸ Securities Analysts Association of Japan(2020) “RE: IFRS Foundation Consultation Paper on Sustainability Reporting”, December 2020

欧米では、サステナビリティ報告をサステナビリティ経営にまで落とし込んでいる企業が多い。我が国の企業は、サステナビリティ報告が盛んな割には、形式的な開示に留まっているケースが多いことが指摘されている。また、我が国においては、サステナビリティ報告は主に任意開示で提供されているが、制度開示においてどのように位置づけていくかについても、諸外国、特に欧州に比べて議論が遅れている。

世界の資本市場において、ESG 投資、サステナビリティ・ファイナンス、サステナビリティ報告の重要性が高まる中で、我が国が一定の発言力を持つ IFRS 財団が、国際的サステナビリティ報告基準の設定に関与する方向性を示していることは、我が国にとっては、この分野における発言力を高める好機となるかもしれない。

そのためには、我が国においても、各利害関係者から、サステナビリティ報告及びその関連分野において、適時・適切な形で継続的に意見発信できるよう、早急な体制構築が求められている²⁹。また、我が国からのこの分野での意見発信力を高めるためにも、現在任意開示で提供されているサステナビリティ報告を、どのように制度開示に取り込んでいくかについても、議論・検討を開始する必要がある。また企業も形式的な報告・開示に留まるのではなく、サステナビリティをいかに自社の経営に取り込むかを検討していくべきであろう。

【参考資料・文献】

1. Accountancy Europe(2020) “Follow-up Paper: Interconnected Standard Setting for Corporate Reporting” July 2020
2. CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB(2020) “Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting” September 2020
3. CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB(2020) “Reporting on enterprise value; Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standards” December 2020.
4. IASB(2010, 2018) “Conceptual Framework for Financial Reporting” March 2018
5. IFRS Council of Japan(2020) “RE: IFRS Foundation Consultation Paper on Sustainability Reporting” November 2020
6. IFRS Foundation(2020) “Consultation Paper on Sustainability Reporting” September 2020
7. IFRS Foundation(2021) “IFRS Foundation Trustees announce next steps in response to broad demand for global sustainability standards” 2 February 2021
8. IFRS Foundation(2021) “IFRS Foundation Trustees announce strategic direction and further steps based on feedback to sustainability reporting consultation” 8 March 2021
9. IFRS Foundation(2021) “IFRS Foundation Trustees announce working group to accelerate convergence in global sustainability reporting standards focused on enterprise value” 22 March 2021
10. International Organization of Securities Commissions(IOSCO)(2021) “IOSCO sees an urgent need for globally consistent, comparable, and reliable sustainability disclosure standards and announces its priorities and vision for a Sustainability Standards Board under the IFRS Foundation” 24 February 2021
11. Securities Analysts Association of Japan(2020) “RE: IFRS Foundation Consultation Paper on Sustainability Reporting” December 2020

²⁹ 日本証券アナリスト協会では3月5日付で、サステナビリティ報告に関する国際的意見発信のために、「サステナビリティ報告研究会」を設置した。

12. IFRS 財団 (2020) 「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」 2020 年 9 月 (6 の日本語版)
13. 金融庁 (2021) 「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～ (改訂案)」 2021 年 4 月 6 日
14. 金融庁 (2021) 「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」 2021 年 4 月 6 日
15. 熊谷五郎 (2020) 「IFRS 財団のサステナビリティ報告進出と我が国の対応」, 2020 年 12 月資本市場アップデート (みずほ証券グローバル戦略部産官学連携室)
16. 財務会計基準機構・IFRS 対応方針協議会(2020) 「IFRS 財団 市中協議文書「サステナビリティ報告」に対する意見」 2020 年 11 月 (5 の日本語版)
17. 日本証券アナリスト協会 (2020) 「市中協議文書『サステナビリティ報告』への意見」 2020 年 12 月 (11 の日本語版)